

平成29年第1回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その2)

堺市



目 次

	頁
議案第 11 号	堺市個人情報保護条例の一部を改正する条例 …………… 3
議案第 12 号	堺市公告式条例の一部を改正する条例 …………… 5
議案第 13 号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例 …………… 7
議案第 14 号	堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例 …………… 9
議案第 15 号	堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類 及び基準を定める条例の一部を改正する条例 …………… 11
議案第 16 号	堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例 …………… 17
議案第 17 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例 …………… 19
議案第 18 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 ……… 23
議案第 19 号	堺市立人権ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例 ……… 25
議案第 20 号	堺市立体育館条例の一部を改正する条例 …………… 29
議案第 21 号	堺市立文化会館条例の一部を改正する条例 …………… 33
議案第 22 号	堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例 …………… 37
議案第 23 号	堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例 …………… 41
議案第 24 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 …………… 43
議案第 25 号	堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども青少年の育成に 関する条例の一部を改正する条例 …………… 47
議案第 26 号	堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を 改正する等の条例 …………… 49
議案第 27 号	堺市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の 一部を改正する条例 …………… 51
議案第 28 号	堺市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例 ……… 53
議案第 29 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例 …………… 55
議案第 30 号	堺市立駐車場条例を廃止する条例 …………… 59

議案第 31 号	堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例	73
議案第 32 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第 33 号	府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例	81
議案第 34 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	85
議案第 35 号	堺市教育文化センター条例の一部を改正する条例	87
議案第 36 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	93
議案第 37 号	工事請負契約の締結について [第2もず園園舎改築外工事]	95
議案第 38 号	阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一踏尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について	99
議案第 39 号	損害賠償の額の決定について	101
議案第 40 号	指定管理者の指定について [堺市立人権ふれあいセンター(運動広場等)]	103
議案第 41 号	指定管理者の指定について [堺市立のびやか健康館]	109
議案第 42 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について	113
議案第 43 号	包括外部監査契約の締結について	117
議案第 44 号	市道路線の認定について	119
議案第 45 号	大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更の同意について	129
議案第 46 号	堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業の事業の変更の同意について	155
報告第 1 号	堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	157
報告第 2 号	控訴の提起の専決処分の報告について	161
報告第 3 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	165
報告第 4 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	169
報告第 5 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	173

平成 29 年第 1 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成 29 年 2 月 27 日

堺市長 竹 山 修 身

- 議案第 11 号 堺市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 堺市公告式条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 堺市立人権ふれあいセンター条例等の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 堺市立体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 堺市立文化会館条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例
- 議案第 23 号 堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 25 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども青少年の育成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 26 号 堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する等の条例
- 議案第 27 号 堺市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 28 号 堺市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

- 議案第 29 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 堺市立駐車場条例を廃止する条例
- 議案第 31 号 堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 35 号 堺市教育文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 38 号 阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一踏尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について
- 議案第 39 号 損害賠償の額の決定について
- 議案第 40 号 指定管理者の指定について
- 議案第 41 号 指定管理者の指定について
- 議案第 42 号 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について
- 議案第 43 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 44 号 市道路線の認定について
- 議案第 45 号 大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更の同意について
- 議案第 46 号 堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業の事業の変更の同意について
- 報告第 1 号 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第 2 号 控訴の提起の専決処分の報告について
- 報告第 3 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 4 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 5 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人情報保護条例の一部を改正する条例

堺市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 2 第 1 号中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

堺市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 5 月 30 日から施行するものであること。

堺市公告式条例の一部を改正する条例

堺市公告式条例（昭和 25 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、堺市公報（以下「公報」という。）に登載してこれを行う。ただし、急
施を要するとき、又は天災地変その他特別の事由により公報に登載することができな
いときは、堺市役所前の掲示場に掲示して、これに代えることができる。

第 4 条の見出しを「(規程等の公表)」に改め、同条第 1 項中「市長の定める規程その他」を「
市長の定める規程等で公表を要するもの」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第 2 項中「規
程その他」を「規程等」に改める。

第 5 条第 2 項中「規程その他」を「規程等」に改める。

第 6 条中「及び規程その他」を「、規程等」に、「若しくは規程その他」を「、規程等」に、
「又は規程等その他をもつて」を「、規程等をもつて」に改める。

第 7 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「関して」を「ついて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施
行する。ただし、第 4 条から第 7 条までの改正規定は、公布の日から施行する。

堺市公告式条例の一部改正について

1 改正の趣旨

条例、規則等の制定改廃について、市民に対して即時的に、より分かりやすく、より確実に情報発信することで、市民サービスの向上を図るため、条例及び規則の公布等を公報への登載によって行うことを原則とすることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。ただし、第4条から第7条までの改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市職員定数条例の一部を改正する条例

堺市職員定数条例（昭和 29 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 条の各号」を「、次条各号」に改める。

第 2 条第 8 号中「285 人」を「4,505 人」に改める。

第 4 条中「第 2 条」を「第 2 条各号」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市職員定数条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により、同法第 1 条に規定する職員の給与等の負担について大阪府から権限の移譲を受けることに伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 46 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 3 項中「第 27 条ただし書」の次に「及び学校職員給与条例第 31 条ただし書」を加え、「同条本文」を「堺市職員の給与に関する条例第 25 条（学校職員給与条例第 30 条においてその例によることとされる場合を含む。）」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（教職員の介護時間に係る経過措置）

- 8 平成 29 年 4 月 1 日前に教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員のうち学校職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する職員に対して職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年大阪府条例第 4 号）第 16 条の 2 第 1 項（府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年条例第 51 号）第 12 条の規定による廃止前の堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）第 3 条及び第 4 条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりなされた介護時間の付与は、第 12 条の 2 第 1 項の規定によりなされた介護時間の付与とみなす。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により、同法第 1 条に規定する職員の給与等の負担について大阪府から権限の移譲を受けることに伴い、教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（以下「教職員」という。）の介護時間について、市長事務部局の職員との均衡を保つため、介護のため勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額を減額することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 教職員の介護時間に係る経過措置を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業 職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 を改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「福祉職給料表」を「保育職給料表」に改める。

第12条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の規定により準用する場合を含む。)の適用を受ける職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

3 第1項に規定する場合のほか、前項に規定する職員以外の職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を、当該職員に支給することができる。

(1) その休職の期間が満1年に達するまでの間 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の100以内

(2) その休職の期間が満1年に達した後満2年に達するまでの間 給料、扶養手当、住居手当及び期末手当並びに給料及び扶養手当に対する地域手当のそれぞれの100分の80以内

第13条中「第28条第2項第2号」を「第28条第2項各号」に、「第4条に規定する」を「第4条各号に掲げる」に、「又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」に、「復帰した場合」を「復帰し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇若しくは勤務時

間条例第12条第1項の介護休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合に、「休職期間」を「休職の期間」に、「又は派遣期間(以下「休職等の期間」という。)」を「派遣の期間、休暇の期間又は療養の期間」に、「若しくは職務に復帰した」を「職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第16条の3及び第21条の2第1項中「もの」を「者」に改める。

第23条第2項ただし書中「第12条第2項」を「第12条第3項、第4項又は第6項」に、「もの」を「者」に、「同項」を「当該各項」に改める。

第34条の4中「もの」を「者」に改める。

附則第17項及び第26項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、附則に次の1項を加える。

(平成27年3月31日までの期間の休職等に係る復職時等における号給の調整等の特例)

33 第13条の規定にかかわらず、法第28条第2項第1号に掲げる事由(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。)に該当して休職にされた職員が復職し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、休暇の期間又は療養の期間のうち平成27年3月31日までの期間を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、当該得た期間に応じ、復職し、又は再び勤務するに至った日及び同日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

期間	換算率
法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)の期間	$\frac{1}{2}$ 以下
勤務時間条例第10条第1項の病気休暇の期間	$\frac{1}{2}$ 以下
結核性疾患のため療養を命ぜられた期間	$\frac{1}{2}$ 以下

別表第4中「福祉職給料表」を「保育職給料表」に改め、同表の備考中「保育士」を「保育教諭、保育士」に改める。

別表第5の2のエの表中「福祉職給料表」を「保育職給料表」に改め、同表1級の項中「保育士」を「保育教諭又は保育士」に改め、同表3級の項中「保育主任」を「主任保育教諭」に改め、同表4級の項中「所長代理」を「副園長」に改め、同表5級の項中「所長」を「園

長」に改める。

別表第6を次のように改める。

(次のよう 別記)

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第6（第13条関係）

休職期間等換算表

期間	換算率
法第28条第2項第1号に掲げる事由による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものに限る。）の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
法第28条第2項第2号に掲げる事由による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下
堺市職員の分限に関する条例第4条各号に掲げる事由による休職（同条第2号に掲げる事由によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
堺市職員の分限に関する条例第4条第2号に掲げる事由による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
専従許可の有効期間	$\frac{2}{3}$ 以下
外国の地方公共団体の機関等への派遣の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
公益的法人等への派遣の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
勤務時間条例第12条第1項の介護休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下

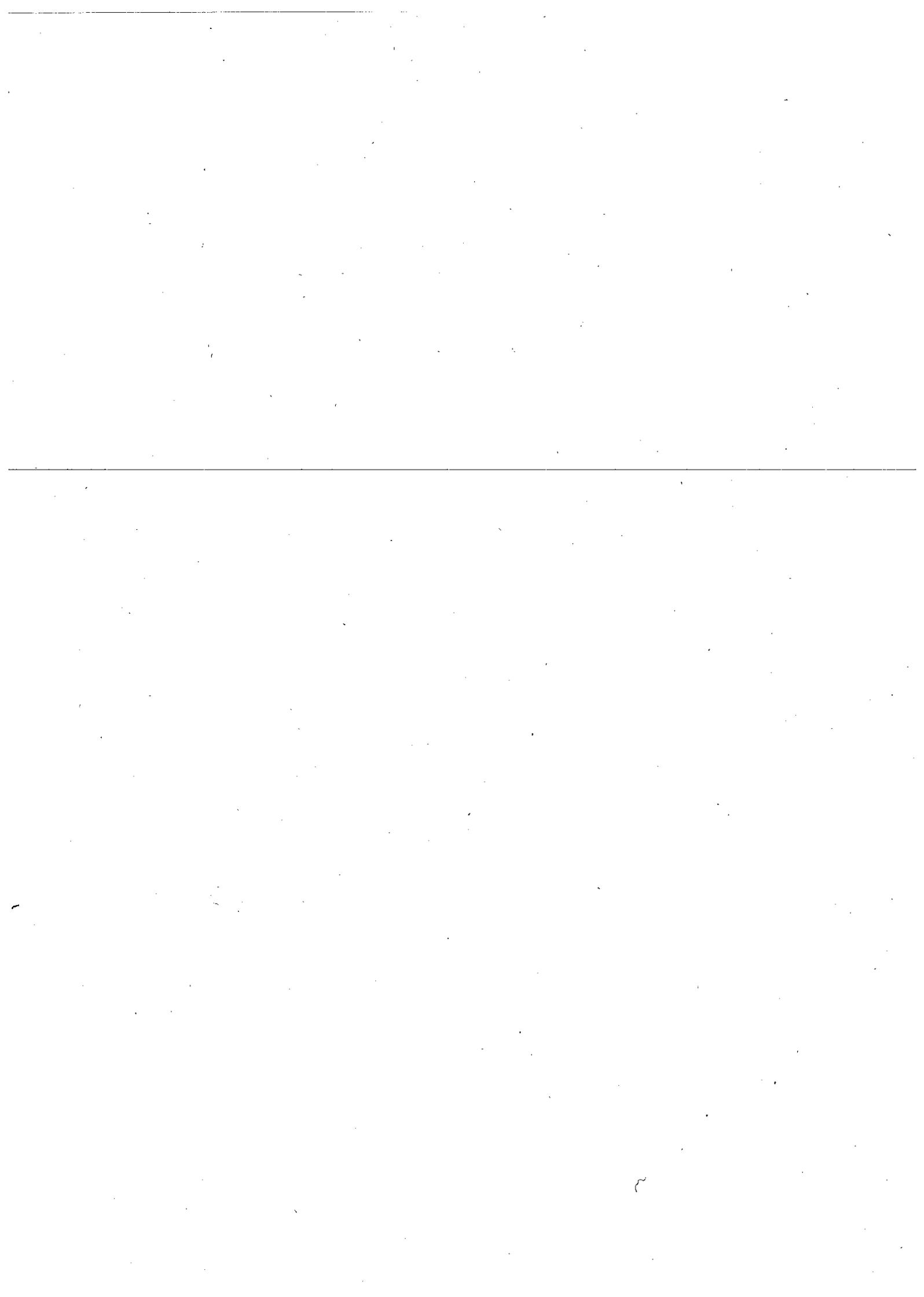
堺市職員の給与に関する条例及び堺市公営企業 職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部 改正について

1 改正の趣旨

- (1) 市立保育所が市立幼保連携型認定こども園に移行されることにより同園に勤務する保育士の職を保育教諭とすることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に任命権者が療養を命ずる制度を廃止することに伴う所要の改正を行うものであること。
- (3) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。



堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は」の次に「、他の条例に定めがあるものを除くほか」を、「第 70 条」の次に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 4 条第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市立保育所が幼保連携型認定こども園に移行されることに伴い、同園に勤務する非常勤の医師、歯科医師及び薬剤師をこの条例による補償の対象とすることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第16条の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第18条第1項中「前条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第42条第1項第5号の2中「法附則第14条第2項」を「法附則第14条第1項」に、「政令附則第10条の3第2項」を「政令附則第10条の3第1項」に改める。

第94条第1項の表中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附則第17条の2の見出し中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同条第1項中「法附則第30条第1項第1号」を「法附則第30条第3項第1号」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「第55条の」を加え、同項の表中「第55条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「法附則第30条第2項第1号」を「法附則第30条第4項第1号」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第55条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「法附則第30条第3項第1号」を「法附則第30条第5項第1号」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第55条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第18条中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同条の表中「第55条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

(堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「新条例第55条及び新条例附則第18条」を「堺市市税条例第55条及び同条例附則第18条」に改め、同項の表中「新条例附則第18条」を「附則第18条」に、「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条及び第16条の2の改正規定 平成31年10月1日

(2) 附則第17条の2の改正規定 平成29年4月1日

（法人の市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の堺市市税条例第16条及び第16条の2第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

堺市市税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

平成 28 年度税制改正において、法人市民税に係る法人税割の税率引下げのほか、軽自動車税について、環境性能に応じて軽課する現行の特例措置（通称：グリーン化特例）を 1 年延長することとし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新規取得した 3 輪以上の軽自動車（新車に限る。）のうち、環境負荷の小さいものに係る平成 29 年度分の同税の税率を軽減する旨の地方税法の一部改正が行われたことなどに伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、第 1 条中次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 第 16 条及び第 16 条の 2 の改正規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (2) 附則第 17 条の 2 の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日

堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を 改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例(平成 24 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条を次のように改める。

(助成金支給書類の提出)

第 16 条 法第 55 条第 2 項(法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく行わなければならない。

第 19 条第 1 項中「第 54 条第 2 項から第 4 項まで」を「第 54 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 20 条第 1 項中「及び法第 54 条第 2 項から第 4 項まで」を「並びに法第 54 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 21 条第 1 項中「第 54 条第 5 項」を「第 54 条第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の堺市特定非営利活動促進法施行条例(以下「旧条例」という。)第 19 条第 1 項の書面の備置き、旧条例第 20 条第 1 項の書面の作成及び旧条例第 21 条第 1 項の書面の閲覧については、改正後の堺市特定非営利活動促進法施行条例第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部 改正について

1 改正の趣旨

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の一部改正により、認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前提出等が不要とされたことに伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立人権ふれあいセンター条例等の 一部を改正する条例

(堺市立人権ふれあいセンター条例の一部改正)

第1条 堺市立人権ふれあいセンター条例(昭和49年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(駐車料金の不徴収)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第16条の次に次の3条を加える。

(駐車拒否)

第16条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第16条の3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条の4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

別表の備考第2号中「10割」を「当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の10割」に、「割合を使用料に」を「額を基本料金に」に改め、同表の備考に次の1号を加える。

- (5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は前号の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

(堺市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 堺市立人権ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成28年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の改正規定中

「備考中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。」を

「備考第5号を次のように改める。

(7) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき
は、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、
1時間とみなす。）につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額の範
囲内において市長が定める額を徴収する。

ア スポーツ・文化交流ホール 基本料金（第3号又は前号の規定を適用する に
場合については、それぞれの規定により算定した額とする。イにおいて同じ。）
の2割に相当する額

イ 運動広場、テニスコート及びテニスコート兼フットサルコート 基本料金
別表の備考中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を
加える。」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料
について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立人権ふれあいセンター条例等の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 堺市立人権ふれあいセンター（以下「センター」という。）の一部の施設について、許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の上限額を定めることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。
- (2) 堺市立駐車場条例（平成 12 年条例第 26 号）の廃止に伴い、同条例の規定を準用する条項を改め、センターの駐車場の管理に関する事項を規定上明記することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立体育館条例の一部を改正する条例

堺市立体育館条例（昭和 60 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 を第 13 条の 3 とし、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車料金の不徴収）

第 13 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）第 11 条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第 13 条の 3 の次に次の 3 条を加える。

（駐車拒否）

第 13 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

（駐車場における禁止行為）

第 13 条の 5 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第13条の6 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第16条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の手続の特例)

第16条の2 市長は、第14条の規定により指定管理者に体育館（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等を行うものに限る。）の管理をさせようとする場合は、前条の規定にかかわらず、同条第3項の要件を考慮して、同法第8条第1項の規定により選定した当該体育館の整備等に係る民間事業者（次項において単に「民間事業者」という。）を指定管理者に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定に当たり、民間事業者に対し、事業計画書その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

第17条中「前条第3項」を「第16条第3項又は前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定及び第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市立体育館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 駐車場について、次の事項を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
 - ア 法令で規定する緊急自動車等に係る駐車料金の不徴収を定めるもの
 - イ 駐車拒否事由を定めるもの
 - ウ 禁止行為を定めるもの
 - エ 損害賠償を定めるもの
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業により整備等を行う体育館について、指定管理者にその管理を行わせる場合においては、同法第 8 条第 1 項の規定により選定した民間事業者を指定管理者に指定することができることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 16 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 17 条の改正規定は、公布の日から施行するものであること。

堺市立文化会館条例の一部を改正する条例

堺市立文化会館条例（昭和 59 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（駐車料金の不徴収）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）第 11 条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第 16 条の次に次の 3 条を加える。

（駐車拒否）

第 16 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

（駐車場における禁止行為）

第 16 条の 3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第16条の4 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

別表第2に次の1項を加える。

6 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2項又は第4項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。)の2割以内において市長が定める額を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立文化会館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立駐車場条例（平成 12 年条例第 26 号）の廃止に伴い、同条例の規定を準用する旨定めた規定について見直しを行うとともに、文化会館におけるホール等の施設について、許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の上限額を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例

堺市立みはら歴史博物館条例（平成 16 年条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「定める」の次に「額の範囲内において市長が定める」を加える。

第 10 条第 1 項中「定める」の次に「額の範囲内において市長が定める」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の使用料は、市長が特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

別表第 1（備考の部分を除く。）を次のように改める。

区分		観覧料（1 人 1 回につき）
常設展		200 円
特別展	特別展示	500 円
	企画展示	300 円

別表第 1 の備考中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

1 基本料金

区分	単位	金額	
ホール	全日	平日	23,000 円
		休日等	26,000 円
控室	全日	800 円	

備考 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。

2 市外居住者（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地が本市の区域外に存するものをいう。）が使用するときは、基本料金にその 10 割を加算する。

3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金にその 10 割を加算する。

4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過して使用するときは、当該超過して使用した時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とみなす。）につき、基本料金（前

2項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。)の2割以内において市長が定める額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の堺市立みはら歴史博物館条例の規定(別表第2第4項の規定を除く。)は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)以後においてなされる使用許可の申請に係る使用料について適用し、施行日前においてなされた使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第2第4項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立みはら歴史博物館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市における他の公の施設との整合性を図るため、堺市立みはら歴史博物館に係る次の事項について、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 観覧料及びホール等の使用料について上限額の範囲内で市長が定めることとするもの
- (2) 使用料の前納の例外を定めるもの
- (3) 許可を得て開館時間を超過して使用する場合における使用料の上限額を定めるもの

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。



堺市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例

堺市循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条の見出し中「廃棄物処理法」を「廃棄物処理法等」に改め、同条第 2 項中「第 9 条の 3 第 10 項」の次に「、第 12 条の 6 第 3 項」を加え、「又は第 21 条の 2 第 2 項」を「若しくは第 21 条の 2 第 2 項」に改め、「除く。）」の次に「又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項の規定による処分」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市循環型社会形成推進条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）の一部改正により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者に、法令で定める期間内に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分するよう義務付けるとともに、その義務に違反した者に対して改善命令を発出できるとされたことに伴い、当該改善命令を受けた者の氏名等についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定による処分を受けた者の氏名等と同様に公表することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 廃棄物の適正な処理の推進を図るため、本条例第 53 条第 2 項の規定による公表の対象として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 6 第 3 項の規定による措置命令を受けた者を加えることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に、「第15条の2」を「第15条の2第1項第1号」に改める。

第11条第1号中「1,000分の81」を「1,000分の79」に改め、同条第2号中「21,960円」を「21,240円」に改め、同条第3号ア中「26,880円」を「26,400円」に改める。

第11条の5中「520,000円」を「540,000円」に改める。

第11条の5の10中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第15条の2第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第2条 堺市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等

に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号。第 15 条の 2 第 1 項第 1 号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 15 条の 2 第 1 項第 1 号中「附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 1 条の規定による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）の施行により、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「政令」という。）が一部改正されたことに伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 国民健康保険財政の現状に鑑み、基礎賦課額の保険料率について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 政令の一部改正により基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の基準が改正されたことに伴い、本市が徴収する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。
- (4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の施行により、政令が一部改正されたことに伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

前項第 1 号から第 3 号までの規定は平成 29 年 4 月 1 日から、同項第 4 号の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものであること。



堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども 青少年の育成に関する条例の一部を改正する条例

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(堺市子ども青少年の育成に関する条例の一部改正)

第2条 堺市子ども青少年の育成に関する条例(平成20年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議案第 25 号説明資料)

堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども 青少年の育成に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定 こども園条例の一部を改正する等の条例

(堺市立学校設置条例の一部改正)

第1条 堺市立学校設置条例(昭和39年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市立認定こども園^{もず}百舌鳥幼稚園の項を削る。

(堺市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 堺市立幼保連携型認定こども園条例(平成28年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表堺市立百舌鳥こども園の項を削る。

(堺市立保育所条例の廃止)

第3条 堺市立保育所条例(昭和39年条例第30号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市立学校設置条例及び堺市立幼保連携型認定 こども園条例の一部改正等について

1 改正等の趣旨

待機児童の解消並びに0歳児から5歳児までの一貫した教育及び保育の提供等による子育て支援の充実を図るため、近接して所在する堺市立認定こども園百舌鳥幼稚園、堺市立百舌鳥こども園（平成29年4月1日に堺市立百舌鳥保育所から幼保連携型認定こども園への移行により設置）及び堺市立こども園保育所をそれぞれ廃止し、これらの幼稚園等の所在地において、社会福祉法人が設置及び運営する幼保連携型認定こども園の整備及び開園を進めることとし、次に掲げる条例について所要の改正を行うとともに、堺市立保育所条例（昭和39年条例第30号）を廃止するものであること。

- (1) 堺市立学校設置条例（昭和39年条例第28号）
- (2) 堺市立幼保連携型認定こども園条例（平成28年条例第33号）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行するものであること。

堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく 準則を定める条例の一部を改正する条例

堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例(平成18年条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に、「を定めるものである」を「(以下「市準則」という。)を定める」に改める。

第3条第1項中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

第4条第1項中「第4条の2第2項に規定する」を削り、同条第2項中「第6条に規定する」を「第6条第1項本文の規定による」に、「第8条に規定する」を「第8条第1項の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(堺市緑の保全と創出に関する条例の一部改正)

2 堺市緑の保全と創出に関する条例(平成22年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第31条中「堺市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」を「堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に改める。

堺市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく 準則を定める条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）による工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立勤労者総合福祉センター条例の 一部を改正する条例

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表中「別表」を「別表（第11条関係）」に改め、同表第2項中「基本料金」の次に「（以下単に「基本料金」という。）」を加え、同表第3項から第5項までの規定中「当該使用区分に係る」を削り、同表に次の1項を加える。

- 7 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過して使用するときは、当該超過して使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2項から第5項までの規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の1割以内において市長が定める額を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市立勤労者総合福祉センター条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

堺市立勤労者総合福祉センター条例（平成5年条例第4号）の施設について、許可を得て開館時間を超過して使用する場合における使用料の上限額を定めることとし、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 号中「及び」を「申請手数料及び」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為に係る建築物で、同法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないものに係る前項第 3 号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは「額に、428,100 円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

第 34 条の 3 第 1 号中「基づく」の次に「認定又は法第 55 条第 1 項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る」を加え、「2,050,900 円」を「3,290,900 円」に改め、同条第 5 号中「変更」の次に「（第 1 号の規則で定める変更を除く。）」を加え、「1,027,100 円」を「1,647,700 円」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(6) 法第 55 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則で定める変更に限る。）に係る証明手数料 1 件 1,240,000 円以内において規則で定める額

(7) 法第 55 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更（前号の規則で定める変更を除く。）に係る証明手数料 1 件 620,600 円以内において規則で定める額

第 34 条の 5 各号列記以外の部分中「平成 27 年法律第 53 号。」を削り、「申請」の次に「通知」を加え、同条第 6 号中「2,046,600 円」を「3,284,300 円」に改め、同号を同条第 11 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(9) 法第 31 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則で定める変更に限る。）に係る証明手数料 1 件 1,237,700 円以内において規則で定める額

(10) 法第 31 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更（前号の規則で定める変更を除く。）に係る証明手数料 1 件 619,500 円以内において規則で定める額

第 34 条の 5 第 5 号中「変更」の次に「（第 4 号の規則で定める変更を除く。）」を加え、「1,025,900 円」を「1,645,400 円」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 2 号から第 4 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号中「基づく」の次に「認定又は法第 31 条第 1 項の規定に基づく

変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る」を加え、「2,048,600円」を「3,286,300円」に改め、同号を同条第4号とし、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「判定」という。）又は法第12条第2項後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 1,237,700円以内において規則で定める額
- (2) 法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更（前号の規則で定める変更を除く。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額
- (3) 法第12条第2項又は第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る証明手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の施行に伴い、次に掲げる所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合させる建築物に係る建築基準関係規定への適合検査手数料を徴収するものであること。
- (2) 低炭素建築物新築等計画の認定及び変更認定申請手数料の額に係る規定について見直しを行うものであること。
- (3) 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に係る証明手数料を徴収するものであること。
- (4) 建築物エネルギー消費性能確保計画及び変更計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を徴収するものであること。
- (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定申請手数料の額に係る規定について見直しを行うものであること。
- (6) 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に係る証明手数料を徴収するものであること。
- (7) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額に係る規定について見直しを行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市立駐車場条例を廃止する条例

堺市立駐車場条例（平成 12 年条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正）

- 2 堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成 5 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 31 条の 7 第 1 項第 2 号中「第 31 条の 9 第 1 項」を「第 31 条の 10 第 1 項」に改める。
第 31 条の 13 を次のように改める。

（駐車場に係る損害賠償）

第 31 条の 16 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 市は、駐車場において、使用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の責めに帰さない事由により生じた損害

第 31 条の 12 を第 31 条の 15 とし、第 31 条の 11 を第 31 条の 14 とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（駐車の拒否）

第 31 条の 12 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第31条の13 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

第31条の10を第31条の11とし、第31条の9を第31条の10とし、第31条の8の次に次の1条を加える。

(駐車場使用料の不徴収)

第31条の9 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料を徴収しない。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第38条第1号中「第31条の11」を「第31条の14」に改める。

(堺市営住宅条例の一部改正)

3 堺市営住宅条例(平成9年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第45条の7第1項第2号中「第45条の9第1項」を「第45条の10第1項」に改める。

第45条の13を次のように改める。

(駐車場に係る損害賠償)

第45条の16 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、使用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第45条の12を第45条の15とし、第45条の11を第45条の14とし、同条の前に次の2条を加える。

(駐車場の拒否)

第45条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その使用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第45条の13 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

第45条の10を第45条の11とし、第45条の9を第45条の10とし、第45条の8の次

に次の1条を加える。

(駐車場使用料の不徴収)

第45条の9 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第52条第1号中「第45条の11」を「第45条の14」に改める。

(堺市立のびやか健康館条例の一部改正)

4 堺市立のびやか健康館条例(平成15年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(駐車場に係る利用料金の不徴収)

第9条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場に係る利用料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第10条第1項中「健康館」の次に「(駐車場を除く。)」を加える。

第17条を次のように改める。

(駐車拒否)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 指定管理者は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第 18 条を第 20 条とし、第 17 条の次に次の 2 条を加える。

(駐車場における禁止行為)

第 18 条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第 19 条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市及び指定管理者は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市及び指定管理者の責めに帰さない事由により生じた損害

(堺市立美原総合スポーツセンター条例の一部改正)

5 堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(駐車料金の不徴収)

第 9 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）第 11 条の規定により国土交

通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第 12 条本文中「センター」の次に「(駐車場を除く。)」を加える。

第 21 条を次のように改める。

(駐車の拒否)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

(4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第 22 条を第 24 条とし、第 21 条の次に次の 2 条を加える。

(駐車場における禁止行為)

第 22 条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第 23 条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
 - (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害
- (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正)

6 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（駐車料金の不徴収）

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第13条本文中「センター」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

第22条を次のように改める。

（駐車拒否）

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(駐車場における禁止行為)

第23条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第24条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(堺市立健康福祉プラザ条例の一部改正)

7 堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の不徴収)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第14条本文中「プラザ」の次に「(駐車場を除く。)」を加える。

第22条を次のように改める。

(駐車の拒否)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(駐車場における禁止行為)

第23条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第24条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例の一部改正)

8 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車料金の不徴収）

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）第 11 条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第 19 条本文中「プラザ」の次に「(駐車場を除く。)」を加える。

第 28 条を次のように改める。

（駐車拒否）

第 28 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第 29 条を第 31 条とし、第 28 条の次に次の 2 条を加える。

（駐車場における禁止行為）

第 29 条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

こと。

- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第30条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(堺市民芸術文化ホール条例の一部改正)

- 9 堺市民芸術文化ホール条例(平成27年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の不徴収)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第26条を次のように改める。

(駐車の拒否)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。

- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

第 27 条を第 29 条とし、第 26 条の次に次の 2 条を加える。

(駐車場における禁止行為)

第 27 条 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第 28 条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

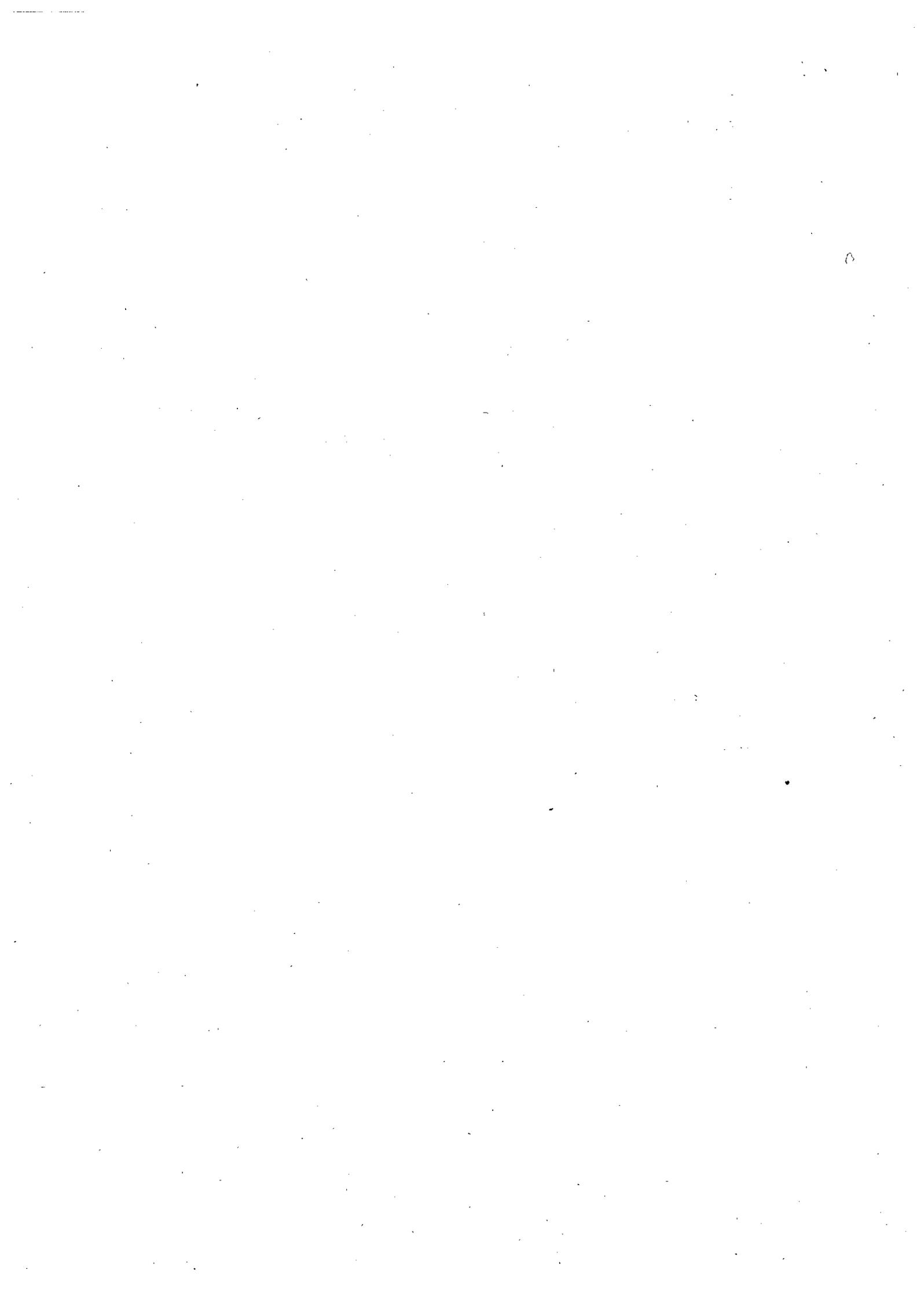
堺市立駐車場条例の廃止について

1 廃止理由等

- (1) 市立堺駅前駐車場の廃止に伴い、当該駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める堺市立駐車場条例（平成 12 年条例第 26 号。以下「駐車場条例」という。）を廃止するものであること。
- (2) 駐車場条例の廃止に伴い、駐車場条例の規定を準用する次の条例について、所要の規定整備を行うものであること。
 - ア 堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成 5 年条例第 30 号）
 - イ 堺市営住宅条例（平成 9 年条例第 30 号）
 - ウ 堺市立のびやか健康館条例（平成 15 年条例第 33 号）
 - エ 堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成 20 年条例第 45 号）
 - オ 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成 20 年条例第 47 号）
 - カ 堺市立健康福祉プラザ条例（平成 22 年条例第 8 号）
 - キ 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）
 - ク 堺市民芸術文化ホール条例（平成 27 年条例第 52 号）

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。



堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正 する条例

堺市消防局災害活動支援隊条例（平成 26 年条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「(報酬及び費用弁償)」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 支援隊長等が公務のための旅行に要する費用は、費用弁償として支給する。ただし、第 2 条の任務に従事する場合及びこれに係る訓練等に参加する場合は、この限りでない。
- 3 前項の費用弁償の支給については、消防職員の旅費の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市消防局災害活動支援隊条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

本条例に規定する支援隊長及び支援隊員が公務のために旅行する場合（同条例第2条の任務に従事する場合及びこれに係る訓練等に参加する場合を除く。）に要する費用について、消防職員の旅費の支給の例により費用弁償として支給することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第6項を次のように改める。

- 6 前2項の規定にかかわらず、55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員については、他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認める場合を除き、当該年度の末日以後において昇給させることができない。

第10条の次に次の1条を加える。

(扶養手当)

第10条の2 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額は、扶養親族1人につき6,500円(前項第2号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。))については、1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項及び第7項において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に

特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員になった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、当該届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

8 第6項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

9 虚偽の申請によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、現に支給を受けた扶養手

当はこれを返還させ、以後の扶養手当は支給しないことがある。

10 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、欠勤（遅参及び早退を含む。第31条において同じ。）その他の事由により給料を減額された場合においても、扶養手当は、その全額を支給する。

11 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第11条の見出しを「(住居手当及び通勤手当)」に改め、同条中「第16条、第16条の4」を「第16条の4」に、「扶養手当、住居手当」を「住居手当」に改める。

第17条第2項中「に規定する」を「の」に改め、同条第3項中「おいて」の次に「読み替えて」を加える。

第22条第2項ただし書中「第12条第2項」を「第12条第3項、第4項又は第6項」に、「同項」を「当該各項」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

第28条第2項中「第11条」を「第10条の2の規定並びに第11条」に、「第16条、第16条の4」を「第16条の4」に改める。

第31条中「(遅参及び早退を含む。)」を削る。

附則第4項中「分限条例第4条各号」を「職員の分限に関する条例(昭和26年大阪府条例第41号)第5条各号」に改め、附則第5項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改める。

別表第4第10号中「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{3}{3}$ 」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。))第11条において読み替えて準用する場合を含む。)、第16条の4(学校職員給与条例)」を「、第16条の4(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。))」に改め、同条第2項中「職員にある」を「職にある」に改める。

第9条第1項中「第5条まで」の次に「、第10条の2」を加え、同条第2項中「第16条、第16条の4」を「第16条の4」に、「扶養手当、住居手当」を「住居手当」に、「に規定する」を「の」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(第1条の規定による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条の規定の適用に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成31年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第6項の規定の適用については、同項中「前2項の規定にかかわらず、55歳」とあるのは「55歳」と、「については、他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認める場合を除き、当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする」とする。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 3 施行日から平成30年3月31日までの間における新条例第10条の2第2項、第3項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用については、同条第2項第1号中「含む」とあるのは「含む。以下この条において同じ」と、同条第3項中「扶養親族1人につき6,500円(前項第2号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。)については、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(第8項において「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下この条において「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号

に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至

たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族

った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族

たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至っ

た場合を除く。）

と、同条第7項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受

けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第8項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例及び 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 平成 28 年 4 月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、市長事務局の職員との均衡を保つため、教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する職員（以下「教職員」という。）の給与を次のとおり改正するものであること。

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当の月額を 6,500 円に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を 10,000 円に引き上げるものであること。また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うものであること。

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 80 から 100 分の 85（行政職給料表の適用を受ける管理職員にあっては、100 分の 100 から 100 分の 105）に引き上げるものであること。また、再任用職員の勤勉手当について、支給割合を 100 分の 37.5 から 100 分の 40 に引き上げるものであること。

ウ 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を 100 分の 157.5 から 100 分の 162.5 に引き上げるものであること。

(2) 55 歳を超える教職員については、昇給しないものとする。

(3) 介護休暇により勤務していなかった国家公務員の号俸の調整に係る換算率の見直しが行われたことを踏まえ、介護休暇により勤務していなかった教職員の号給の調整に係る換算率を 2 分の 1 から 3 分の 3 に引き上げるものであること。

(4) その他施行について必要な措置等を定めるものであること。

(5) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係 条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）第 8 条第 1 項の改正規定中「第 14 条第 1 項」の次に「（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和 32 年法律第 117 号）において準用する場合を含む。）」を加える。

第 3 条のうち堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）第 7 条第 6 項の次に 1 項を加える改正規定のうち、同条第 7 項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項ただし書中「教育職員から」を「教員から」に、「本市の教育職員として」を「当該本市の教員として」に改める。

附則第 1 項中「附則第 3 項」を「附則第 4 項」に改める。

附則第 2 項中「この項及び次項において」を削る。

附則中第 10 項を第 11 項とし、第 7 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 6 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」とし、同項を附則第 7 項とし、附則中第 5 項を第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 新退職手当条例第 7 条第 7 項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 5 条第 10 項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算については、なお従前の例による。この場合における新退職手当条例第 5 条の 2 第 2 項第 4 号の規定の適用については、同号中「第 7 条第 7 項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成 28 年条例第 51 号）附則第 3 項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公

」
共団体の教員としての引き続いた在職期間」とあるのは「期間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係 条例の整備等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

府費負担教職員の給与負担等について大阪府から権限の移譲を受けることによる堺市職員退職手当支給条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算についての経過措置を追加することとし、所要の改正を行うとともに、同一部改正及び堺市職員の分限に関する条例（昭和 27 年条例第 12 号）の一部改正において、規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正 する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成 25 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表の第 2 項の表堺市指導改善専門家等会議の項担当事務の欄中「第 25 条の 2 第 1 項」を「第
25 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市教育文化センター条例の一部を改正する条例

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「施設」の次に「、附属設備その他器具備品等」を加える。

第5条第2項中「次の」を「委員会は、次の」に改め、同項第2号中「建物」を「施設」に改める。

第6条中「次の各号」の次に「に掲げる施設の区分に応じて当該各号」を加え、「とする」を「を超えることができない」に改める。

第8条第1項第2号中「規則」の次に「その他の規程」を加える。

第9条の見出し中「設備」を「設備の設置」に改め、同条第1項中「を使用するに当たり、特別の」を「の使用に当たって特別の」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項を次のように改める。

2 第9条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

第12条第1項及び第13条第1項中「金額の範囲内で」を「額の範囲内において」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

センターの駐車場を利用しようとする者は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

第14条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、当該自動車を出場させる前に徴収するこ

とができる。

第14条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の不徴収)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (3) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

第15条中「及び観覧料」を「、観覧料及び駐車料金」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(駐車の拒否)

第17条の2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 委員会は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(禁止行為)

第17条の3 何人も、センターにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退館を命ずることができる。

3 何人も、駐車場において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

4 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

第19条本文中「センター」の次に「(駐車場を除く。)」を加え、「の定める損害額を」を「が定める額を本市に」に改め、同条に次の2項を加える。

2 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

第25条第2項中「おいて」を「おいては」に改める。

第26条第2項中「第14条第1項又は」を削り、「若しくは別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 センターを利用しようとする者は、指定管理者に利用料金等を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

第26条第6項中「収受した」及び「額の」を削り、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項本文の規定にかかわらず、センターの駐車場に自動車を駐車させた者は、当該自動車を出場させる際に当該駐車場の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、当該自動車を出場させる前に徴収することができる。

第27条第1項第2号中「休館日」の次に「並びに利用時間(次項において「開館時間等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に係る損害の賠償)

第28条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した場合は、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

別表第1第4項中「その他」を「、ガス、水道等」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項の次に次の1項を加える。

4 許可を得て、教育委員会規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（前2項の規定を適用する場合については、それぞれの規定により算定した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第14条、第26条関係）

施設	単位	駐車料金
駐車場	1台・30分	最初の30分まで 無料
		以後30分までごとに 100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市教育文化センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 中文化会館について、許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合における使用料の上限額を定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市教育文化センターの駐車場について、使用料の上限額を設定した上で市長が使用料を定めることとするとともに、当該駐車場の利用及び管理に関する規定を追加することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。

堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 一般汚水の項基本使用料の欄中「715 円」を「665 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料のうち、その算定の基礎となる公共下水道の使用期間が施行日の前後にまたがるものについては、管理者が定める方法により算定するものとする。

堺市下水道条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市における下水道使用料について、基本使用料の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成 29 年 10 月 1 日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 第2もず園園舎改築外工事
- 2 工事概要 園舎改築外工事
園舎改築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 2,784.69㎡
渡り廊下改築
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺市堺区永代町5丁1番10号
株式会社木綿麻建設
代表取締役 中東 栄
- 4 契約金額 492,318,000 円
うち取引に係る消費税額等 36,468,000 円
- 5 仮契約の日 平成29年1月30日

工事請負契約の締結について

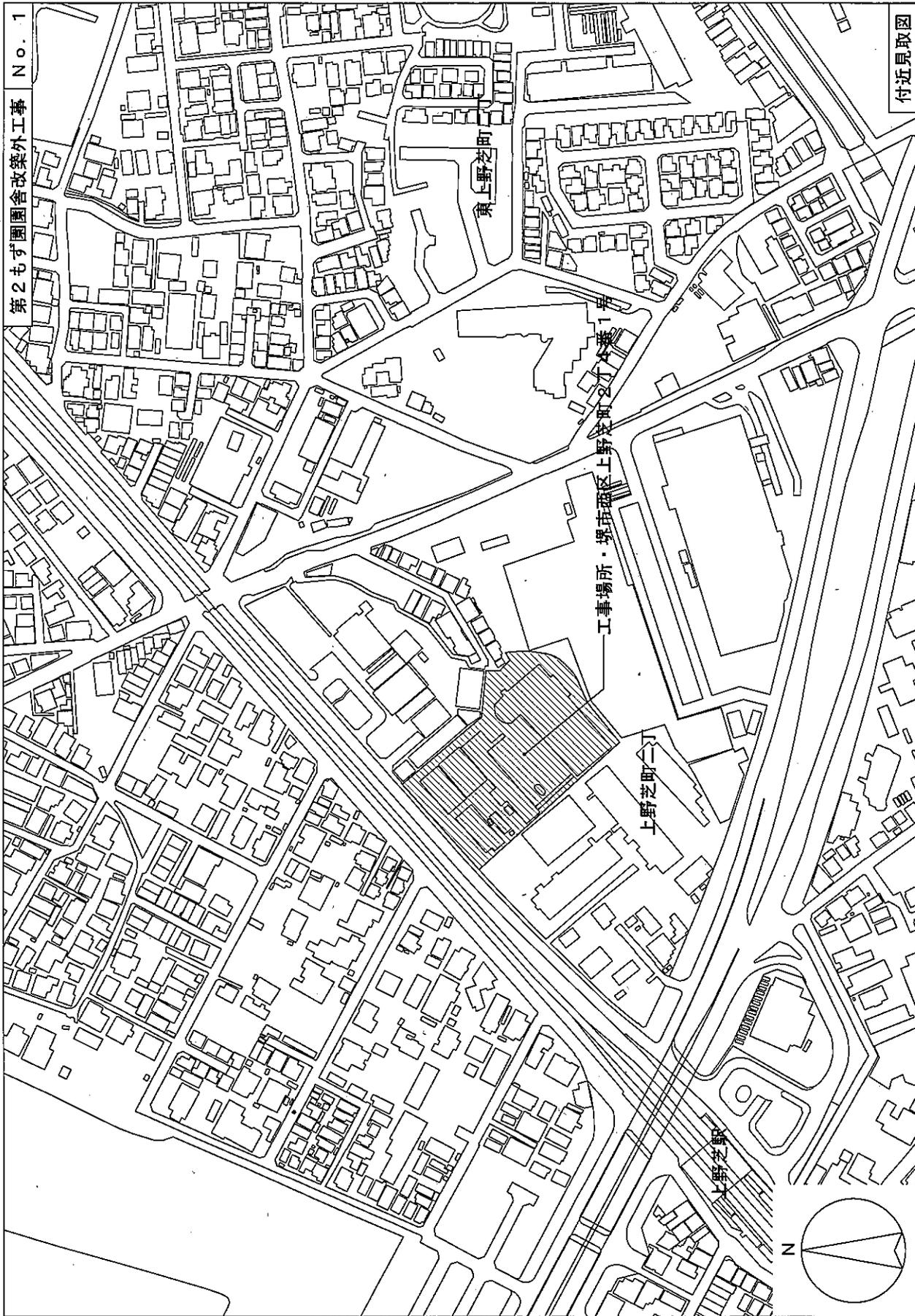
- 1 契約の締結方法 一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
平成30年7月31日まで
- 3 入札執行日時 平成28年12月14日 午前10時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

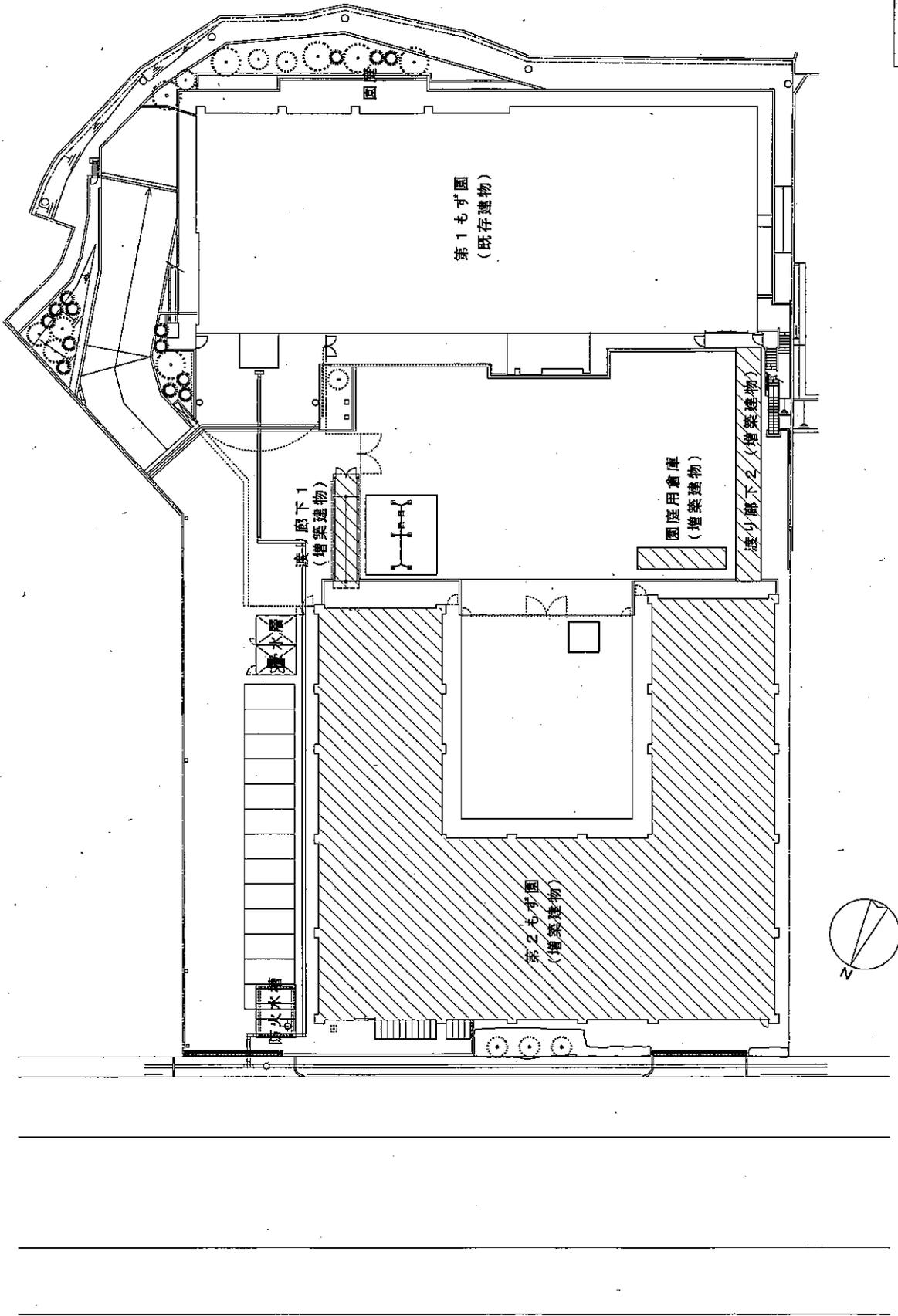
(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社木綿麻建設		455,850,000	落札(低入札価格調査の結果)
株式会社隆栄建設		456,160,000	
大容建設株式会社		458,000,000	
株式会社山口工務店		458,628,000	
株式会社橋爪工務店		459,900,000	
道岡建設工業株式会社		459,986,000	
利晃建設株式会社		460,000,000	
株式会社大森工務店		460,620,000	
藤木組・エイコウ建設 建設工事共同企業体		480,000,000	
堺土建株式会社		485,000,000	
日野建設工業株式会社		497,800,000	

(備考) 予定価格 561,779,000 円、調査基準価格 505,601,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の8%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の 第一踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について

次のとおり工事委託協定の内容を一部変更する。

- 1 協定の目的 阪和線上野芝・津久野間第一踞尾架道橋架替工事

- 2 協定の相手方 大阪市淀川区宮原4-3-39 大広新大阪ビル
西日本旅客鉄道株式会社
取締役兼常務執行役員近畿統括本部長 平野 賀久

- 3 協定金額 変更前 2,816,568,000 円
うち取引に係る消費税額等 127,770,000 円
変更後 3,356,618,000 円
うち取引に係る消費税額等 161,178,000 円

阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の 第一踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の変更について

- 1 変更する内容 阪和線上野芝・津久野間に係る都市計画道路諏訪森神野線の第一踞尾架道橋架替工事の委託に関する協定の協定金額の変更
- 2 協定金額の変更 変更額(増) 540,050,000 円
うち取引に係る消費税額等 33,408,000 円
- 3 協定の期間 変更前 平成23年12月16日から平成29年3月31日まで
変更後 平成23年12月16日から平成32年3月31日まで
- 4 変更理由 掘削工事において不明管が多数発見され、その調査及び処理対応に期間を要した。更に、軌道敷内の夜間工事に関して施工時間に制約が加わり日進量が減少し施工日数が増加したことなどにより、協定期間を3年延伸するものである。
また、上記の期間延伸並びに協定期間内における著しい労務単価等の上昇があったため協定金額を増額変更するものである。

損害賠償の額の決定について

車両事故に係る本市の損害賠償について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 2,769,898 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市中区.*****

損害賠償の額の決定について

平成 28 年 9 月 5 日 (月) 午前 11 時頃、堺市中区土師町 5 丁 13 付近の交差点において、固定資産税事務所職員が運転する本市車両が、十分な左右確認がないまま直進していたところ、左前方より交差点に進入してきた相手方車両と接触し、相手方車両を損傷させたものである。

その後、損害賠償について交渉を重ねた結果、金 2,769,898 円を相手方への損害賠償の額とするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立人権ふれあいセンター（運動広場、テニスコート、テニスコート兼フットサルコート及び屋外駐車場に限る。）	堺市堺区協和町 1丁1番23号	JSAグループ	平成29年9月1日から 平成31年3月31日まで
	(代表団体) 堺市堺区協和町 1丁1番23号	(代表団体) 一般財団法人 堺市 人権協会	
	(他の構成団体) 堺市堺区大仙西町 2丁69番9	(他の構成団体) 公益財団法人 堺市 就労支援協会	
	堺市堺区大仙西町 6丁153番地1	特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・ アドバンス・堺	

[根拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンター（運動広場、テニスコート、テニスコート兼フットサルコート及び屋外駐車場に限る。）の指定管理者として JSA グループを指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
JSA グループ	平成 25 年 8 月 1 日	堺市立人権ふれあいセンターの管理運営	堺市立人権ふれあいセンターの管理運営業務	非公募

3 選定の理由

堺市立人権ふれあいセンター（以下「センター」という。）は、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題を始めあらゆる人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図る総合施設である。

今回、整備されるセンターの運動広場、テニスコート、テニスコート兼フットサルコート及び屋外駐車場（以下「運動広場等」という。）はセンターの構成施設として整備されるものであり、利用者の利便性の向上、施設の効率的な運営、経費の縮減及び設置目的を実現するためには、人権に関する豊富な知識や事業運営に関するノウハウを有する団体が、運動広場等を含め、センターを一体的に管理運営する必要がある。

当該団体は、現在、指定管理者として運動広場等を除くセンターを効率的に管理するとともに、施設の設置目的に沿った事業を効果的に実施しており、運動広場等を含め、センターを一体的に管理運営できる唯一の団体である。

このことを踏まえ、堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和 49 年条例第 34 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会において、当該団

体について同条例第19条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。当該団体は、センターの設置目的を十分に理解するとともに、運動広場等を含むセンターの一体的な管理運営による効果的かつ効率的な事業計画を提案するなど、運動広場等の管理運営能力を十分に有し、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、運動広場等の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市堺区協和町1丁1番23号

JSAグループ

(代表団体)

堺市堺区協和町1丁1番23号

一般財団法人 堺市人権協会

(他の構成団体)

堺市堺区大仙西町2丁69番9

公益財団法人 堺市就労支援協会

堺市堺区大仙西町6丁153番地1

特定非営利活動法人 ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺

(2) 選定経過

平成28年10月20日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会

(選定基準等の審議)

平成28年12月27日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会

(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役(指定管理・事務改革担当)

七野 正

委員 大阪市立大学教授 阿久澤 麻理子

委員 弁護士 大橋 さゆり

委員 近畿大学教授 奥田 均

委員 公認会計士 公原 博之

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	J S A グループ
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第1号)	①管理運営の方針(基本方針)、 隣保事業の考え方 ②平等利用・安全の確保	80点	67点
(2)事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40点	22点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護・情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	48点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第4号)	①準備業務の考え方 ②休業日、開館時間の考え方 ③人員配置、人材育成の考え方、 研修計画 ④利用料金の考え方 ⑤苦情対応の考え方 ⑥非常時対策	60点	46点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	48点	37点
(6)管理経費の縮減が図られること。 (堺市立人権ふれあいセンター条例第19条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	48点	33点

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立人権ふれあいセンター 条例第19条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、環境マネジメント)	64点	27点
合計点		400点	280点



指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立のびやか健康館	堺市北区金岡町 2760 番 1	さかいウェルネス株式会社	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立のびやか健康館の指定管理者としてさかいウェルネス株式会社を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名 称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
さかいウェルネス株式会社	平成 15 年 10 月 31 日	1. スポーツ施設・ 温浴施設の管理・ 運営 2. スポーツ教室の 経営 3. スポーツ用具・ 用品の販売及びレ ンタル等	平成 16 年度から 当該施設の管理運 営	非公募

3 選定の理由

堺市立のびやか健康館（以下「健康館」という。）は、公衆衛生向上のための環境対策事業の一環で、清掃工場の余熱利用施設として、市民の健康増進はもとより、地域住民の憩いの場・地域の活性化だけでなく、清掃工場周辺地域のイメージアップと発展に寄与する地元還元の役割も担う施設として設置したものである。

健康館は、清掃工場から電気・蒸気を供給する余熱利用施設であり、電気を供給するには、電気事業法第 27 条の 31 に規定する「特定供給」の方法によらなければならない。本市と健康館の指定管理者との間に、経済産業省令で定める密接な関係（資本関係・人的関係等）がなければ、国の許可が得られない。そのため、公募型プロポーザルにより選定した株式会社オーグスポーツと本市が共同出資して設立した第三セクターであるさかいウェルネス株式会社を、引き続き指定管理者とする必要がある。

なお、より効率的かつ効果的な健康館の運営のため、電気・蒸気の供給方法を含む余熱利用施設としてのあり方や、周辺地域への地元貢献等について検討を重ねており、今後さ

らに、庁内関係部局・関係機関と協議・調整を慎重に進める必要があることから、次期指定期間は2年とした。

このことを踏まえ、堺市立のびやか健康館条例（平成15年条例第33号）第3条第1項ただし書きの規定に基づき、当該団体について同条例第3条第3項の選定要件に沿って審査を行った結果、良好な評価を得た。

以上のことから、健康館の設置目的を効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 申請団体

堺市北区金岡町 2760 番 1
さかいウェルネス株式会社

(2) 選定経過

平成 28 年 11 月 4 日 第 1 回堺市環境局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)
平成 28 年 12 月 22 日 第 2 回堺市環境局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 堺市総務局行政部行政管理課総括参事役（指定管理・事務改革担当）
目久保 秀明
委員 大阪体育大学体育学部教授 梅垣 明美
委員 大阪大谷大学人間社会学部講師 小林 未季代
委員 弁護士 阪尾 晋一
委員 公認会計士 林 大司

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件等	審査項目	配点	さかいウェルネス株式会社
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	48点	41点
(2)事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	48点	38点
(3)使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第3号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	60点	49点
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第4号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	80点	59点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画	60点	51点
(6)管理経費の縮減が図られるものであること。 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画	60点	48点
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立のびやか健康館条例第3条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、環境マネジメント)	44点	16点
合計点		400点	302点

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

児童自立支援施設に関する事務の委託について、平成 28 年 3 月 25 日議決を経て定めた児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約を改正する次の規約案をもって大阪府と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第5条中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により本市が委託した児童自立支援施設に関する事務を変更するために、同条第 2 項の規定による大阪府との協議について、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約第 5 条において、委託期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとするとしたが、堺市立の児童自立支援施設を整備するまでの当面 1 年間、委託期間を変更するものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 契約の金額 15,000,000 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 兵庫県川西市美山台 1 丁目 1 番地 44
公認会計士 酒井 清

[根拠]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

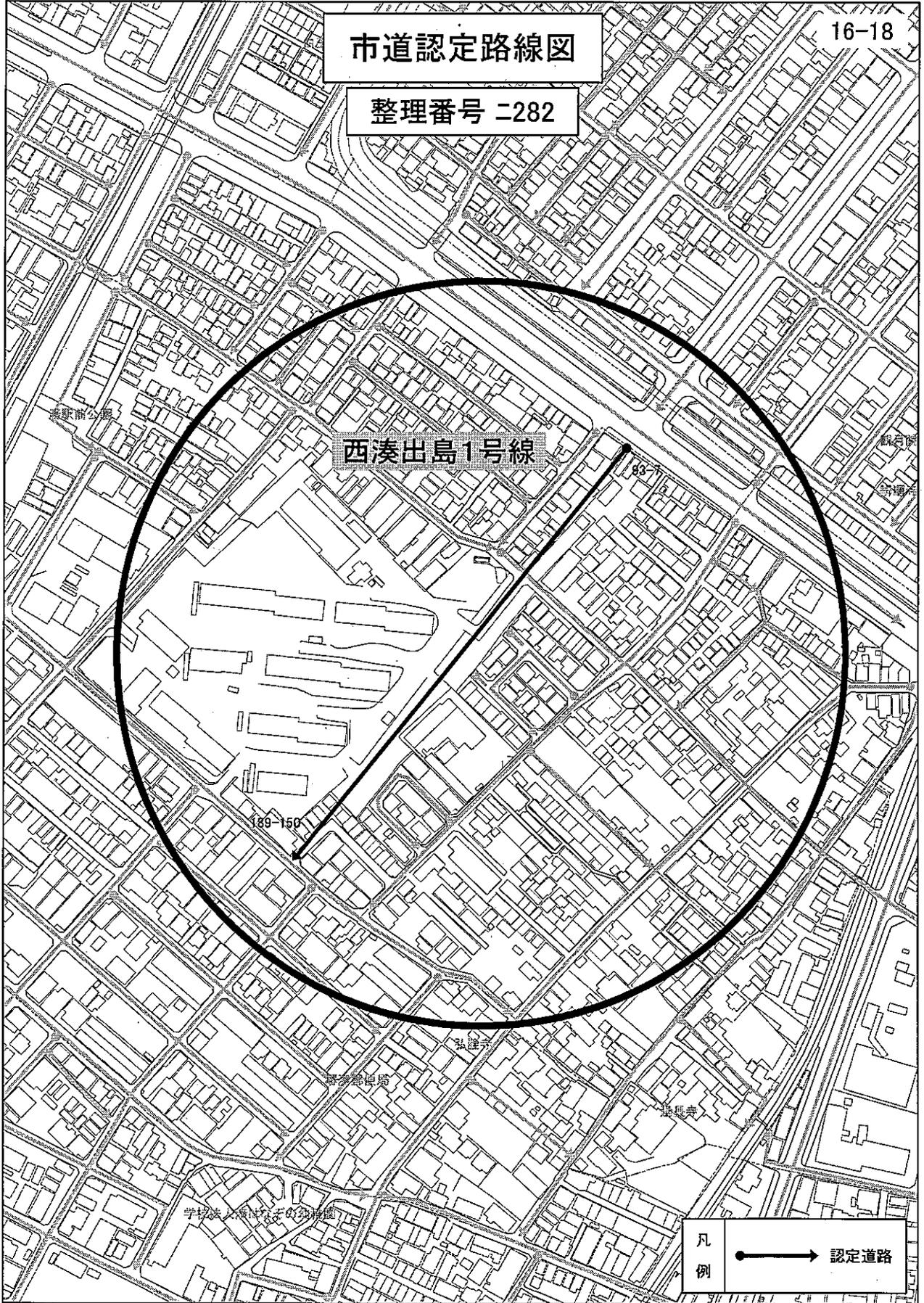
市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
282	西湊出島1号線	堺区西湊町1丁93番7地先 堺区出島町2丁189番150地先		他事業者の事業
331	黒山37号線	美原区黒山155番5地先 美原区黒山419番1地先		所管換えに伴う認定
4221	石津51号線	堺区石津町3丁1240番31地先 堺区石津町3丁1240番31地先		都市計画法第39条による帰属
1012	土師210号線	中区土師町5丁114番7地先 中区土師町5丁114番2地先		"
1011	浜寺船尾東9号線	西区浜寺船尾町東4丁89番2地先 西区浜寺船尾町東4丁89番5地先		"
332	蔵前26号線	北区蔵前町1丁1475番4地先 北区蔵前町1丁1474番1地先		"
594	大保20号線	美原区大保68番31地先 美原区大保67番5地先		"
595	大保21号線	美原区大保74番5地先 美原区大保74番4地先		"
596	大保22号線	美原区大保82番7地先 美原区大保82番6地先		"

市道認定路線図

16-18

整理番号 282

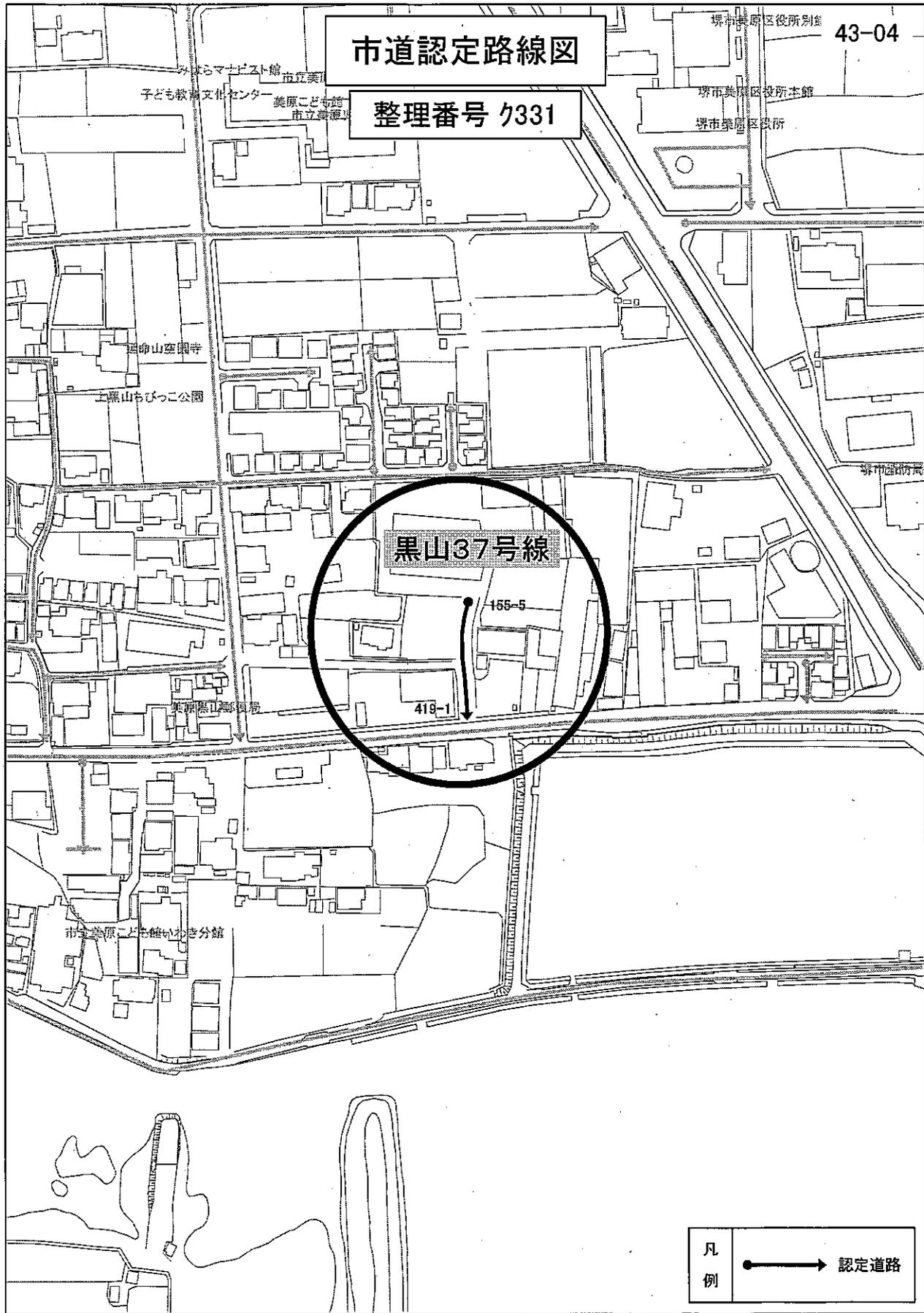


西湊出島1号線

189-150

93

凡例
→ 認定道路

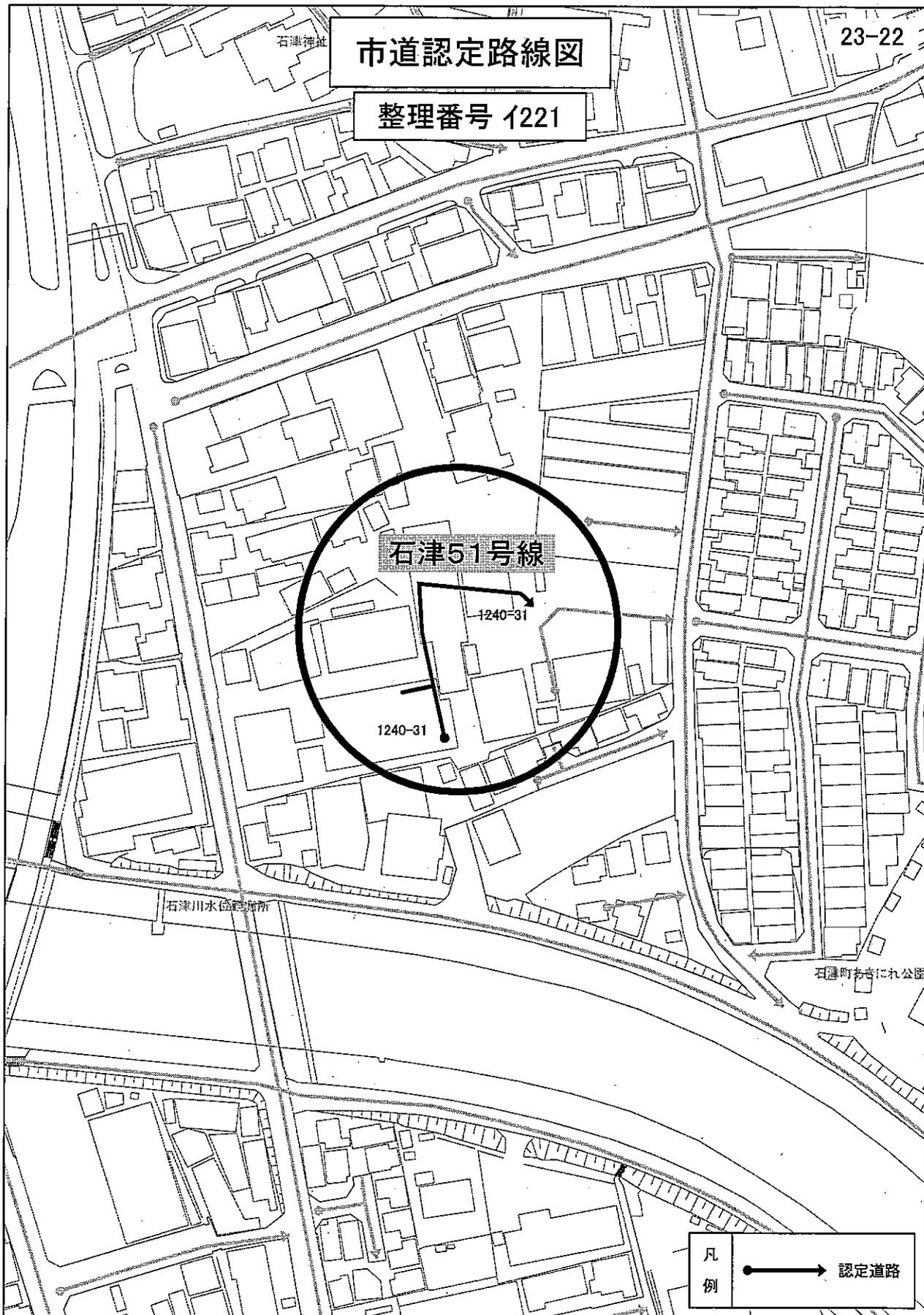


市道認定路線図

整理番号 7331



凡例
 認定道路



市道認定路線図

整理番号 1221

23-22

石津神社

石津51号線

1240-31

1240-31

石津川水検校場所

石津町赤木にれ公園

凡 例		認定道路
--------	---	------

市道認定路線図

整理番号 ハ1012

土師210号線

114-7

4-2

九頭龍王

凡例



認定道路

市道認定路線図

32-12

整理番号 ハ1011

浜寺船尾東9号線

89-2

89-5

医療法人社団ササノカササノカ三井

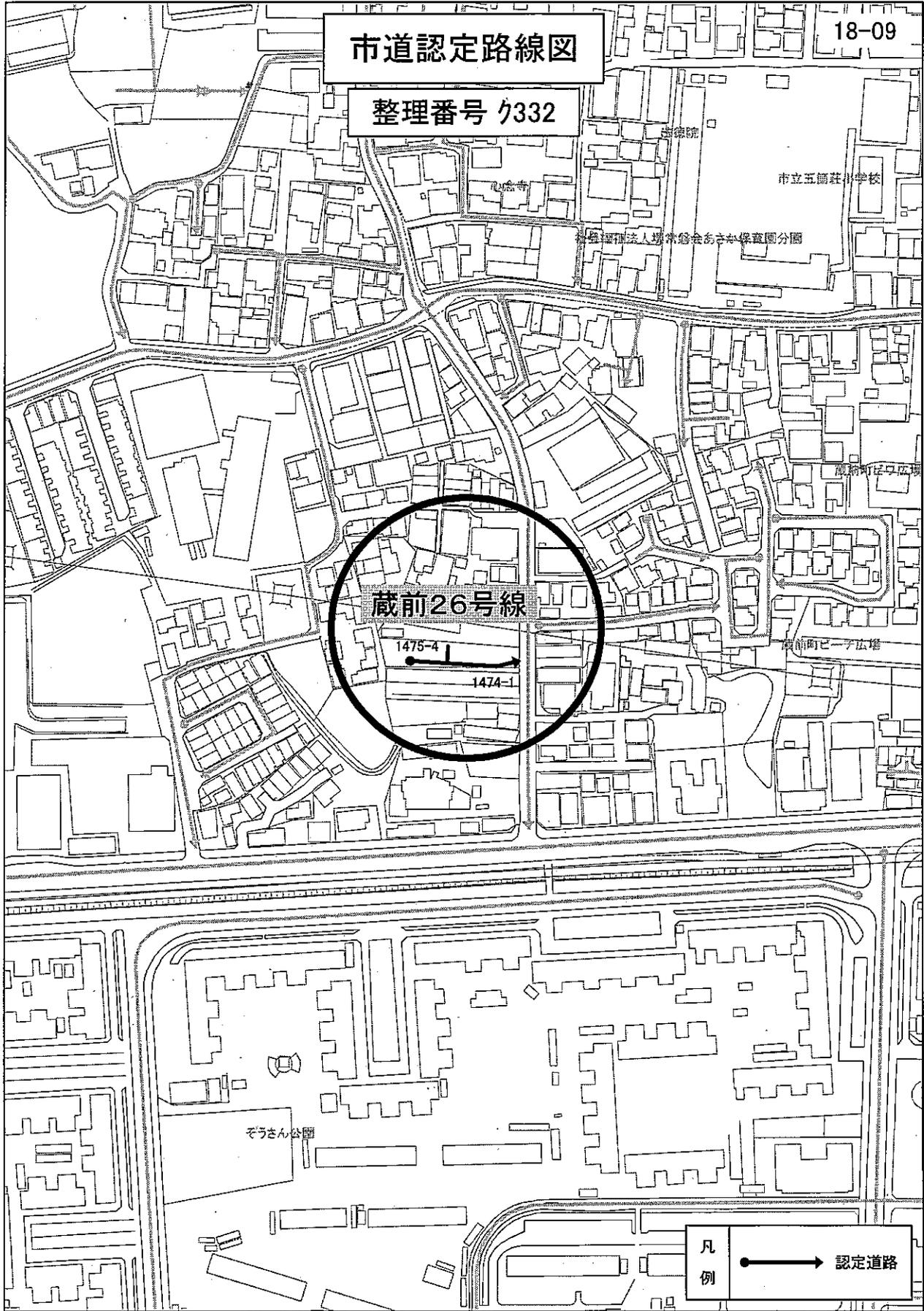
医療法人社団ササノカ三井記念病院

風光タイム公園

堺市立中央図書館

凡例

→ 認定道路



市道認定路線図

18-09

整理番号 7332

蔵前26号線

1475-4

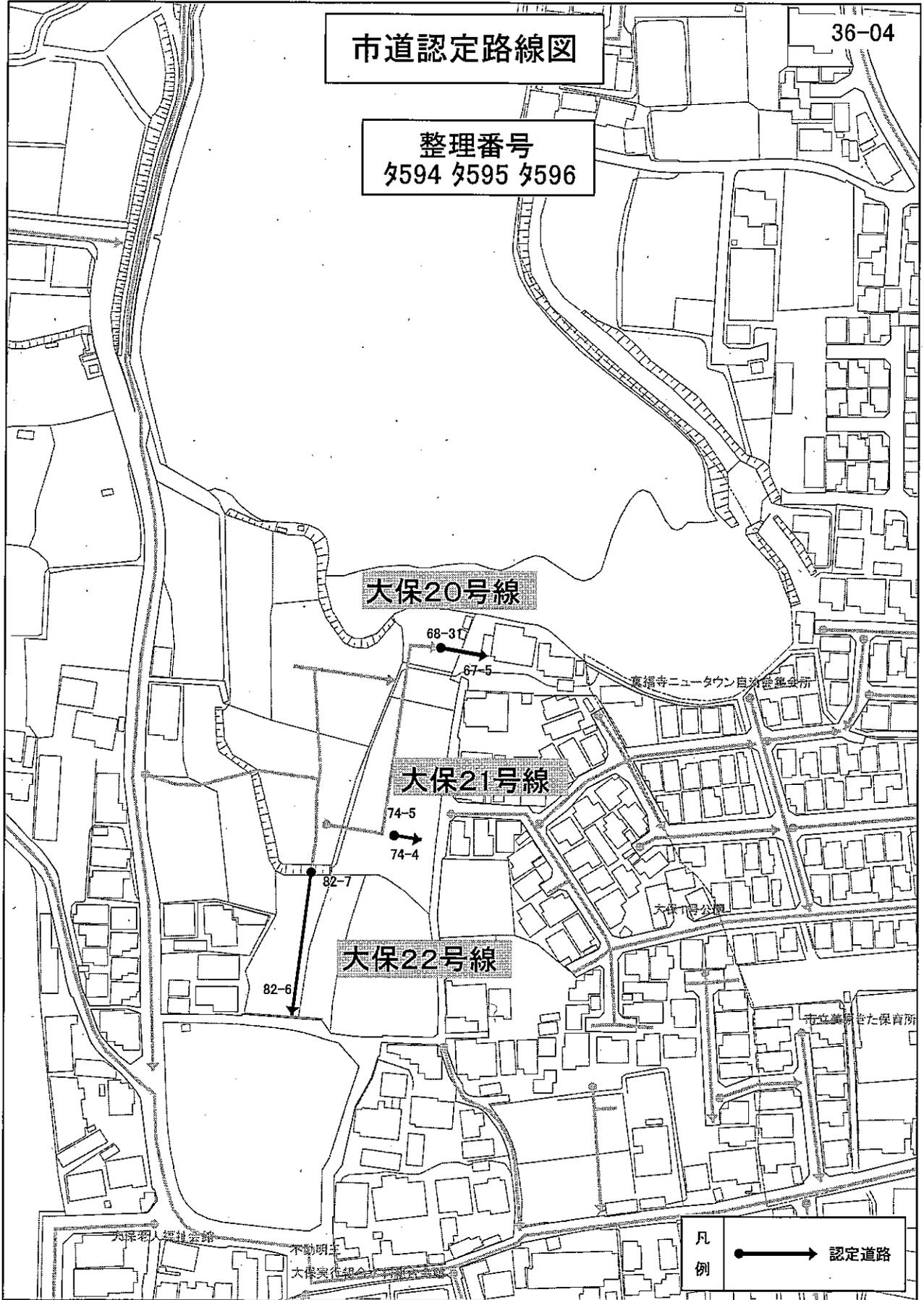
1474-1

凡例
 認定道路

市道認定路線図

36-04

整理番号
4594 4595 4596



大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更の同意について

次のとおり事業の一部を変更することについて同意する。

- 1 同意申請者 大阪市中央区久太郎町4-1-3
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 幸 和範

2 事業変更の内容

阪神高速道路会社が、平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた後、平成27年3月25日付け国道高第370号で変更の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

4. 料金の額及びその徴収期間

「別紙3」

を

「別紙3を別添のとおり改め、記〔1〕から記〔3〕までに掲げる事項は平成29年6月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前の〔3〕五(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び八の「平成29年3月31日」を「平成29年6月1日以降会社が別に定める日の前日」に読み替えた上で従前のとおりとする。」

に改める。

[根 拠]

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

(議案第 45 号説明資料)

大阪府道高速大阪池田線等の事業の変更の同意について

阪神高速道路株式会社が国土交通大臣から道路整備特別措置法による事業許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部変更について同社より申請があり、料金及びその徴収期間について、当該高速道路の道路管理者として同意するものである。

料金の額及びその徴収期間

〔1〕基本料金の額

阪神高速道路（本文記1高速道路の路線名中、①から②の路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注)

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する利用距離については、当該出入

口等に係る供用開始の期日から適用する。なお、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

a：出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。

b：出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。

c：実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、大阪府道路公社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。

d：記〔6〕により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔6〕により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、aに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車という。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕以外の自動車。以下同じ。〕は、入口等から利用可能（記〔6〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げ

る出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離)を利用距離とする。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $LR + F$ (単位：円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離 (単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

F：利用1回に対して課する固定額 (単位：円)

(3) 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

① ETC車の場合の料金調整

AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算して、記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

② 現金車の場合の料金調整

AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、Aからの利用距離に応じて記(2)の計算式により算出した料金を適用する。

(2) 特別の措置

一、1キロメートル当たりの料金の額の特例

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、記〔1〕—(1)にかかわらず、平成29年6月1日以降阪神高速道路株式会社(以下「会社」という。)が別に定める日から平成34年3月31日までの間、下表1を適用する。

なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。ただし、別紙1-10に規定する工事は、その完成の時期にかかわらず、完成し供用されたものとしてこれを適用する。

表1

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	31.5864
大型車	48.708
特大車	63.1728

二. 下限料金の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕及び〔2〕一にかかわらず、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は、下表2の車種区分に応じた料金の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表3の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表2

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	285.8215
大型車	359.4444
特大車	421.6430

表3

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

A 現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。

ただし、記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表2又は上表3の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

三. (略)

四. (略)

(3) 基本料金及び特別の措置における割引

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

(2) 割引後の額

① 記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用し、平成34年4月1日以降は、下表2の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

車種区分	割引後の額（円）
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1277.6345
大型車	1888.8756
特大車	2405.2690

表 2

車種区分	割引後の額 (円)
軽自動車等	993.0912
普通車	1203.8640
中型車	1414.6368
大型車	1888.8756
特大車	3048.1260

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が ETC システムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC ク

レジットカード〔会社との契約に基づき ETC カード〔建設省令第 2 条第 2 項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告した ETC システム利用規程（以下「利用規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する ETC カードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けた ETC カードをいう。以下同じ。〕又は ETC パーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与する ETC カードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は 50% 以下とする。

三. ETC 路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC 車のうち、ETC コーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与された ETC カードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員 30 人以上の自動車のうち道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔2〕三(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は 39% 以下とする。

四. 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC 車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕に定める通行方法による場合を

含む。)する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮 IC 出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線又は一般国道 2 号（大阪湾岸道路西伸部）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口までの区間の全部又は一部の区間及び大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 JCT（淀川左岸舞洲出入口を含む。）から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車（ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。）で、次に掲げるもの

① 大型車及び特大車

- ② 中型車のうち ETC コーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車（以下、(2)において「登録中型車」という。）

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(2) 割引率等

① 割引率

割引率は 30% とする。ただし、下表 1 に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表 1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 JCT から大開出入口までの区間を越えて連続して通行（記〔6〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう JCT までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 JCT から大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%	

大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう JCT までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行（記〔6〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。

② 割引後の額

下表 2 に掲げる利用区間を通行する場合には、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表 2 に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表 2

利用区間	割引後の額（円）	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔6〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC 車のうち、ETC コーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔2〕三(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

イ 記(1)の自動車を使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとに徴収する料金の額の 1 ヶ月の合計額〔平成 18 年 3 月 31 日付け阪高計画第 85 号で申請し、同日付けで許可を受けた「京都市道高速道路 1 号線等に関する事業」のうち本文「1. 高速道路の路線名」中①及び②の路線（以下「京都圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。〕に応じて、下表 1 に掲げる割引率を適用する。ただし、平成 29 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 44 年 3 月 31 日までの間にあっては、下表 1 にかかわらず、下表 2 に掲げる割引率を適用する。

ロ 平成 29 年 6 月 1 日以降会社が別に定める日から平成 44 年 3 月 31 日までの間〔ただし、下表 3 の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間にあっては、一般国道 2 号（大阪湾岸道路西伸部）の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行（同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。）に係る月間利用金額（以下「月間要件通行利用金額」という。）に応じて、下表 4 に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表 1

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～ 10,000 円以下の部分	3%
10,000 円超～ 35,000 円以下の部分	6%
35,000 円超～ 70,000 円以下の部分	8%
70,000 円を超える部分	13%

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000 円以下の部分	0%
5,000 円超～ 10,000 円以下の部分	10%
10,000 円超～ 30,000 円以下の部分	15%
30,000 円を超える部分	20%

表3

大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原 JCT までの区間
大阪府道高速大阪湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪市道高速道路淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路2号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線

表4

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	5%

② 契約単位割引

イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額（京都圏における月間利用額と合算して計算する。）が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5,000円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。ただし、阪神高速道路における月間利用額（京都圏における月間利用額を含めない。）に限り、5%の割引率を加えて適用する。

ロ この割引は平成44年3月31日までとする。

六. (略)

七. (略)

八. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車のうち、入口等Aから当該入口等Aの直後の出口等Bまでの利用距離が4.3km以下である区間を通行する自動車。なお、当該Bを入口等として当該Aを出口等として通行する場合において、当該BA区間（BからA方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。）においても当該割引を適用する。ただし、記〔2〕三(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕及び〔2〕一に基づき算出した料金の額が、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から平成34年3月31日までの間は記〔2〕二の表2、平成34年4月1日以降は記〔2〕二の表3に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は平成44年3月31日までとする。

九. (略)

十. (略)

十一. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

ETC車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞

緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記(1)から記(4)までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十二. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十三. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

(2) ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引及び神戸都心流入割引に限るものとし、上限料金の引下げに係る割引及び大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

(3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多

頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引及び西大阪線端末区間割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	上限料金								
環境 RP	○	環境 RP							
大口・多頻度	○	○	大口・多頻度						
大阪流入	○	×	○	大阪流入					
神戸流入	○	×	○	×	神戸流入				
短距離	○	×	○	×	×	短距離			
池田	○	×	○	×	×	×	池田		
西大阪	○	×	○	×	×	×	×	西大阪	

○・・・重複適用あり
×・・・重複適用なし

(注) 「上限料金」は上限料金の引下げに係る割引、「環境 RP」は環境ロードプライシング割引、「大口・多頻度」は事業者向け大口・多頻度割引、「大阪流入」は大阪都心流入割引、「神戸流入」は神戸都心流入割引、「短距離」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大阪」は西大阪線端末区間割引をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	上限料金の引下げに係る割引
2	大阪都心流入割引又は神戸都心流入割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引を適用
5	事業者向け大口・多頻度割引

[4] 消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。
ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

- 一. 記〔1〕二(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 二. 記〔2〕二、三及び四に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 三. 記〔3〕記一、四、六、七、八、九及び十に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九及び十に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

[5] 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成74年9月18日までとする。

[6] その他（乗継）

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをETC車で通行する場合に限る。

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの(ハに該当するものを除く。)
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車 が軽自動車等である 連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未 満かつ最大積載量5 トン未満で3車軸以 下)	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの(以下「普通貨物自動車」という。)で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)
	チ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上 29人以下で車両総 重量8トン未満)	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの(以下「乗合型自動車」という。)で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車 が軽自動車等又は普 通車である連結車 両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両

大型車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(トに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラック(3車軸)
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ルに該当するものを除く。)

大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線
(4号・5号湾岸線)

	三宮・三宮JCT	六浜	出島	石津	浜寺	高石	助松	泉大津(北行)	泉大津(南行)	岸和田北	岸和田南(北行)	岸和田南(南行)	貝塚(北行)	貝塚(南行)
南港南	2.6	5.1	6.6	-	9.6	-	13.2	14.6	-	18.2	21.4	-	23.6	-
南港中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	8.7	11.3	12.8	-	15.8	-	19.4	20.6	-	24.4	27.6	-	29.7	-
湾岸舞洲・北港JCT	10.8	13.4	14.9	-	17.9	-	21.5	22.9	-	26.5	29.7	-	31.8	-
中島	13.4	16.0	17.5	-	20.5	-	24.1	25.5	-	29.1	32.3	-	34.4	-
尼崎東湾岸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尼崎東広	15.7	18.3	19.8	-	22.8	-	26.4	27.8	-	31.4	34.6	-	36.7	-
滝野浜	17.9	20.5	22.0	-	25.0	-	28.6	30.0	-	33.6	36.8	-	38.9	-
甲子園浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮浜	21.2	23.8	25.3	-	28.3	-	31.9	33.3	-	36.9	40.1	-	42.2	-
南芦屋浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塚江浜	24.9	27.5	29.0	-	32.0	-	35.6	37.0	-	40.6	43.8	-	45.9	-
住吉浜・魚崎浜	27.4	30.0	31.5	-	34.5	-	38.1	39.5	-	43.1	46.3	-	48.4	-
六甲アイランド北	28.2	30.8	32.3	-	35.3	-	38.9	40.3	-	43.9	47.1	-	49.2	-

	泉佐野北	泉佐野南	りんくうJCT
貝塚(南行)	1.9	4.1	5.0
貝塚(北行)	-	-	-
岸和田南(南行)	4.4	5.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-	-
岸和田北	8.6	11.0	11.9
泉大津(南行)	11.1	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-	-
助松	13.8	16.0	16.9
高石	15.6	17.8	18.7
浜寺	-	-	-
石津	19.1	21.3	22.2
出島	-	-	-
六浜	21.9	24.1	25.0
三宮・三宮JCT	24.5	26.7	27.6
南港南	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-
南港北	-	-	-
天保山・天保山JCT	33.2	35.4	36.3
湾岸舞洲・北港JCT	35.3	37.5	38.4
中島	37.9	40.1	41.0
尼崎東湾岸	-	-	-
尼崎東広	40.2	42.4	43.3
滝野浜	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	-	-	-
西宮浜	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-	-
塚江浜	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	52.7	54.9	55.8

神戸市道高速道路湾岸線
(相互利用区間)

名谷JCT	瀬水JCT
	1.2

大阪府道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

	島屋	正蓮寺川	大開	常盤(西行) 常盤(東行)	大宮(仮称)	泉崎(仮称)
淀川左岸舞洲・北港JCT	0.9	-	4.8	6.0	8.0	10.2
島屋	-	-	2.0	3.2	5.2	7.4
正蓮寺川	-	-	-	-	2.0	4.2
大開	-	-	-	-	-	-
常盤(西行) 常盤(東行)	-	-	-	-	-	-
大宮(仮称)	-	-	-	-	-	-
泉崎(仮称)	-	-	-	-	-	-

大阪府道高速大和川線
(6号大和川線)

	三宅西	天美(仮称)	常盤(西行) 常盤(東行)	萩原(仮称)	三宅西	萩原線・大和川線分岐
三宮・三宮JCT	1.4	-	5.2	7.8	-	9.7
萩原(西行)	-	-	3.1	5.7	-	7.6
萩原(東行) 萩原(仮称)	-	-	-	-	-	-
天美(仮称)	-	-	-	-	-	-
常盤(西行) 常盤(東行)	-	-	-	-	-	-
三宅西	-	-	-	-	-	-
萩原線・大和川線分岐	-	-	-	-	-	-

別添 3 (略)

別添 4 (略)

堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業の 事業の変更の同意について

次のとおり事業の一部を変更することについて同意する。

- 1 同意申請者 大阪府中央区谷町3-1-8 NS21ビル4階
大阪府道路公社
理事長 浦田 隆司

- 2 事業変更の内容

堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業の一部を次のように変更する。

○料金徴収期間

堺泉北有料道路

(旧) 平成3年3月15日～平成43年3月14日(40年間)

(新) 供用開始の日から平成30年3月31日

南阪奈有料道路

(旧) 供用開始の日から40年間

(新) 供用開始の日から平成30年3月31日

[根 拠]

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第16条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業の 事業の変更の同意について

大阪府道路公社が近畿地方整備局長から道路整備特別措置法による事業許可を受けた堺泉北有料道路事業及び南阪奈有料道路事業に関し、当該路線を西日本高速道路会社へ移管することに伴い、料金徴収期間の変更を行い、事業を終了することについて同公社より申請があり、当該有料道路の道路管理者として同意するものである。

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 61 号

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例の専決について

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 12 月 27 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「もの」の次に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正により、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇が新設されたことに伴い、当該休暇に係る給与の減額につき市長事務部局の職員との均衡を保つこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

平成29年1月1日から施行するものであること。

控訴の提起の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 15 号

控訴の提起の専決について

控訴の提起について、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 1 月 31 日

堺市長 竹山修身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

次のとおり控訴を提起する。

1 事件名 所有権確認請求控訴事件

2 当事者 控訴人 堺市

被控訴人 堺市中区*****

3 控訴の趣旨

(1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とすることを求める。

4 訴訟方法等

上告、和解その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

控訴の提起について

本件相手方は、堺市西区草部 587 番 1 地先の土地（以下「係争地」という。）について、昭和 30 年に相手方の父が買い受けて田や畑として耕作し、昭和 57 年に相手方が相続してからは畑として耕作した後、昭和 63 年に看板用地として、平成 5 年以降は駐車場用地として第三者に賃貸するなどして、所有の意思を持って、平穩公然に占有を継続してきたものとして、平成 27 年 1 月に時効取得を主張して訴えを提起した。

平成 29 年 1 月 24 日付け大阪地方裁判所堺支部判決においては、相手方の主張が認容され、時効取得を認める旨の判決がなされた。

しかしながら、本件において本市は、係争地は公図上は里道であり、また、道路と水路との間の法面で、道路を支える構造物であるため、時効取得が認められる余地はないと一貫して主張してきたところであり、相手方の主張が容認された上記判決に応じることはできないため、大阪高等裁判所に対して控訴の提起を行うものである。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 57 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 12 月 22 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,098,078 円

- 2 損害賠償の相手方 大阪狭山市*****:

損害賠償の額の決定について

平成 28 年 5 月 20 日 (金) 午後 5 時 20 分頃、堺市堺区翁橋町 1 丁 3 番地先において、高石消防署職員が運転する本市車両が、信号待ちで停車中の車両に追突し、さらに前方の車両にも玉突きで追突したことにより、先頭車両の運転手である相手方を負傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,098,078 円で合意に至ったものである。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 58 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 12 月 22 日

堺市長 竹 山 修 身

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,740,965 円

- 2 損害賠償の相手方 泉大津市 * * * * *
* * * * *

損害賠償の額の決定について

平成 28 年 5 月 20 日 (金) 午後 5 時 20 分頃、堺市堺区翁橋町 1 丁 3 番地先において、高石消防署職員が運転する本市車両が、信号待ちで停車中の車両に追突し、さらに前方の車両にも玉突きで追突したことにより、先頭から 2 台目の相手方車両を損傷させた上、運転手である相手方を負傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,740,965 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
12	29.1.26	900,000	堺市北区金岡町 1564 - 4	デオ・フェルティ 白鷺管理組合 理事 長 波多野靖幸	平成28年3月3日(木) 午後1時30分ごろ、堺市 北区金岡町1564-4デオ ・フェルティ白鷺地 内において、環境事業 所職員が本市車両を後 退させた際、相手方所 有のロボットゲートに 接触し、損傷させたも の。

(子ども相談所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
13	29.1.26	263,556	泉大津市*** *****	*****	平成28年10月6日(木) 午前9時50分ごろ、泉大 津市***** *において、育成相談課 職員が本市車両を後退 させた際、相手方所有 の車両に接触し、損傷 させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
14	29.1.26	301,320	堺市堺区少林 寺町東2丁2番 24号	在日大韓基督 教会 堺教会 牧師 金必順	平成28年11月9日(水) 午後3時15分ごろ、堺 市堺区協和町5丁481 番地塩穴団地1棟駐車 場内において、住宅改 良課職員が本市車両を 後退させた際、相手方 所有の車両に接触し、 損傷させたもの。

(土木部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
55	28.12.12	10,022	和泉市**** ***** ***	*****	平成28年7月9日(土) 午後6時ごろ、府道富田 林泉大津線を走行中、 堺市南区檜尾1498地先 において、人孔及び人 孔周辺部分が窪んでお り、タイヤ及びホイール を損傷したものを。
1	29.1.10	211,092	岸和田市新港町 19-6	大 清 運 輸 (株) 代 表 取 締 役 道 上 忍	平成28年9月13日(火) 午後1時ごろ、府道西藤 井寺線を走行中、堺市 美原区北余部300地先 において、車を停止させ ようと左に寄ったところ、 側溝蓋が跳ね上がり、 燃料タンクを損傷 したものを。

(中区役所)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
11	29.1.26	130,771	堺市南区**** *****	*****	平成28年1月29日(金) 午後7時20分ごろ、堺市 堺区南陵町2丁1地先 において、生活援護課職 員が本市車両を運転中、 制動操作を誤り、相手 方車両に追突し、負傷 させたものを。

(消防局)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
56	28.12.21	17,280	堺市北区** ***** **	*****	平成28年10月5日(水) 午前7時50分頃、堺市 北区***** 番地先において、堺消 防署三国ヶ丘出張所職 員が運転する水槽付消 防ポンプ自動車が、相 手方所有のU字型車止 めに接触し、損傷させ たもの。
59	28.12.22	126,612	大阪狭山市* ***** ***	*****	平成28年5月20日(金) 午後5時20分頃、堺市堺 区翁橋町1丁3番地先 において、高石消防署職 員が運転する本市車両 が、信号待ちで停車中 の車両に追突し、さら に前方の車両にも玉突 きで追突したことによ り、先頭車両の同乗者 である相手方を負傷さ せたもの。
60	28.12.22	154,044	富田林市*** *****	*****	平成28年5月20日(金) 午後5時20分頃、堺市堺 区翁橋町1丁3番地先 において、高石消防署職 員が運転する本市車両 が、信号待ちで停車中 の車両に追突し、さら に前方の車両にも玉突 きで追突したことによ り、先頭車両の所有者 である相手方車両を損 傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
2	29.1.25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市 営***住宅** **号の住宅明渡し 及び住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** ***** *****	***** の 相 続 人
3	29.1.25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***住宅***** 号の住宅明渡し及 び住宅使用料相当 損害金	堺市堺区*** ***** ***** *****	*****
4	29.1.25	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 ***** ***号の住宅明 渡し及び住宅使用 料741,500円	堺市堺区*** ***** ***** ***** *	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営** *住宅****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成28年8月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営 ***住宅****の入居名義人である***は、平成28年7月16日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*** *住宅****号の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 平成28年10月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 本市は***に対し、平成2年12月25日に堺市堺区*****堺市営*****の入居承認を行った。</p> <p>その後、時期は不明であるが、被告は本市に無断で本件住宅に居住を開始し、本市の明渡請求に応じない状況が続いている。</p> <p>このような状態を放置することは、市営住宅の管理上重大な支障となり、また、他の入居者に対しても多大の影響を及ぼすものと予想され、適正な市営住宅の管理に反するので、本件の明渡し等について訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市営*****の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金741,500円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である***は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料741,500円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
5	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** ****堺市営* ***** **号の住宅明渡 し及び住宅使用料 302,800円	堺市堺区*** ***** ***** ***** ***** *	*****
6	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市堺区**** *****堺市 営***** **号の住宅明渡し 並びに住宅使用料 154,000円及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** ***** ***** *****	*****
7	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市東区**** ***堺市営* *****号の住 宅及び駐車場の明 渡し及び住宅及び 駐車場使用料並び に使用料相当損害 金	堺市東区** ***** ***** *****	*****
8	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市西区**** ***** *堺市営**** 宅****号の住 宅明渡し並びに住 宅使用料358,100円 及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区*** ***** ***** ***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市営*****の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 302,800 円及び入居承認取消の日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 302,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市営*****住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 154,000 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料及び使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市東区*****堺市営*****の住宅及び駐車場の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅及び駐車場使用料並びに入居承認取消の日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅及び駐車場の使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市東区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅及び駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅及び駐車場使用料並びに使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 358,100 円及び平成 28 年 11 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 358,100 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
9	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市西区***** **堺市営**住 *****の住 宅明渡し並びに住 宅使用料310,800円 及び住宅使用料相 当損害金	堺市西区*** ***** ***** *****	*****
10	29.1.25	訴えの提起に ついて	堺市北区***** *****堺市 営***** ***の住宅明渡し 及び住宅使用料相 当損害金	堺市北区*** ***** ** *****	***** の 相 続 人

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区*****堺市営**住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 310,800 円及び平成 28 年 11 月 1 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡し等請求事件</p> <p>堺市西区*****堺市営**住宅*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。</p> <p>このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 310,800 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市北区*****堺市営*****住宅*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料及び死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡し等請求事件</p> <p>堺市北区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、平成 28 年 7 月 1 に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。</p> <p>このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

平成29年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）

平成29年2月発行

編集・発行 堺市財政局 財政部 財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-16-0063

